

平成19年度第1回

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

日 時：平成19年6月8日（金曜日）

午前10時から午前11時40分まで

場 所：宮城行政庁舎4階 庁議室

平成19年度第1回 宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会 議事録

日時：平成19年6月8日（金） 午前10時から午前11時40分まで

場所：宮城県行政庁舎 4階 庁議室

出席委員：林山 泰久 委員 浅野 孝雄 委員 井上 誠 委員  
小山かほる 委員 加藤 和子 委員 木下 淑恵 委員  
増田 聡 委員 山本 和恵 委員

司 会 ただいまから宮城県行政評価委員会平成19年度第1回大規模事業評価部会を開会いたします。

開会に当たりまして、小林企画部長より御挨拶申し上げます。

企 画 部 長 おはようございます。企画部長の小林でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

各委員には御多忙のところ、今年度第1回目の部会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。今年度も林山部会長はじめ委員の皆様には、引き続きよろしく願いいたします。

昨年度は第二女子高等学校校舎改築事業と白石高等学校及び白石女子高等学校の統合校に係る校舎建築事業の2事業について御審議いただきまして、両事業とも事業実施妥当の答申をいただきました。県では両事業とも、昨年の9月補正において補正予算を組みまして、部会からいただいた付帯意見に十分に配慮しながら事業を進めているところであります。

また、昨年度は大規模事業評価、公共事業再評価、事業箇所評価といった事業評価制度の改正につきましても御審議をいただきました。その結果として、本年4月1日付けで関係の規則や要領の改正を行いまして、事前、事中、事後といった一連の評価体系の枠組みを整備することができました。

今年は、この制度改正により創設いたしました再計画評価につきまして、早速、御審議いただくこととしております。具体的には、平成17年度に御審議いただきました「総合教育センター及び通信制独立校整備事業」に福祉機能を追加しようとする計画でございまして、後ほど担当課から詳細について御説明申し上げますこととしております。

県としましては、事業の必要性、有効性、適時性等の観点から総合的に判断しました結果、今回の計画での事業実施が妥当との評価を行っておりますが、さらに、委員の皆様の幅広い視点やより専門的な視点から、この評価内容の御検討をいただきたいと考えております。

委員の皆様には大変御多忙のところ貴重なお時間をいただく訳ですが、県行政の効率的、効果的な事業執行のため、忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

司 会 本日は、林山部会長はじめ8名すべての委員に御出席をいただいております。

行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

本日は、今年度初めての部会になりますので、お手元にお配りしております名簿に従

いまして、出席者の紹介をさせていただきます。

はじめに、昨年度まで委員をお引き受けいただいております山田委員におかれましては御退任されまして、今年度からは、宮城大学事業構想学部の井上誠教授に委員を委嘱しておりますので御紹介申し上げます。

井上委員 よろしくお願いたします。

司 会 名簿に従い、出席者を御紹介します。

林山部会長です。

浅野副部会長です。

井上委員です。

小山委員です。

加藤委員です。

木下委員です。

増田委員です。

山本委員です。

次に宮城県の出席者を紹介させていただきます。

評価担当部局として出席しております企画部の

小林部長です。

東野次長です。

末長行政評価室長です。

事業担当部局として出席しております保健福祉部の

佐々木次長です。

藤井保健福祉総務課長です。

佐々木健康推進課長です。

小林子ども家庭課長です。

加藤障害福祉課長です。

続いて教育庁の

安井教職員課長です。

高橋高校教育課長です。

会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。まず、次第と出席者名簿、審議資料、そして、資料1から資料3をお配りしています。また、委員には「宮城県の行政評価制度の概要・行政活動の評価に関する条例及び同施行規則等の解説」と記載されたファイルをお配りしております。お手元に配布されていない場合は、お届けしますのでお教え願います。

それでは、これより議事に入りますが、議長は、林山部会長に願いたします。よろしく願いたします。

林山部会長 今回は平成17年度審議案件の再計画評価ということで、新たに審議するということになりますが、皆さんから忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

それでは議事次第に基づきまして進めていきますが、今回の議題は3つございます。1つ目が行政評価制度の改正についての報告、2つ目が平成19年度部会の進め方、3つ目が教育・福祉複合施設整備事業についての審議です。

特に3つ目の審議につきましては、審議資料をご覧いただきたいのですが、6月4日付けで知事から行政評価委員会委員長へ諮問がなされておるものです。この件に関しましては、行政評価委員会条例第6条第1項の規程及び行政評価委員会運営規程第2条により、本部会において調査・審議を行うこととなっておりますので、委員の皆様よろしく申し上げます。

それでは議事録署名委員を指名します。今回は井上委員、小山委員のお二人にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それではよろしく申し上げます。

次に、会議の公開についてですが、当会議は公開となっております。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いします。

それでは議事次第に戻りまして、順次進めていきたいと思いますが、まず、(1)行政評価制度の改正について、事務局から御説明をお願いします。

行政評価室長 資料1の裏面をご覧ください。行政評価制度の改正につきましては、平成19年2月20日付けで行政評価委員会委員長から知事へ記載のとおり答申をいただいております。諮問のとおり改正することは適当と認められますが、改正に当たり3つほど御意見をいただきました。1つ目と2つ目の意見については、大規模事業評価に関するものですので、これについて御説明いたします。

資料1の3ページをご覧いただきたいのですが、これが制度改正の要旨になります。ここで大規模事業評価に係る改正点につきましては、公共事業・施設整備事業の定義・範囲の明確化、事業再評価要件の追加、計画評価の変更(再計画評価)に関する規定の新設、評価事業完了報告書の新設、の4項目になります。

については、行政活動の評価に関する条例施行規則の第15条第2項において、公共事業、施設整備事業の定義、範囲を明確化しました。

の事業再評価要件の追加については、同じ15条第3項第2号の括弧書きの部分になりますが、「計画評価において実施が適切と判定した事業について、計画評価を行った年度から起算して5年度以内に事業着手がなされないことが見込まれる場合」ということで追加しております。

については、規則第16条第2項になりますが、「前項の規定にかかわらず、既に計画評価を行った事業について、事業着手までの間に、当該計画評価に係る同項同号に掲げる項目の概要に著しい変更が生じたときは、再度計画評価を行うものとする。」といたしました。本日の案件については、この第16条第2項に該当するというので、再計画評価の審議をお願いするということになります。

の評価事業完了報告書の新設については、大規模事業評価実施要領第7の委員会への報告において、「事業所管部長は、規則第15条第3項に規定する計画評価を行った事業について、事業を完了した翌年度から起算して5年度以内に、企画部長に対して評価事業完了報告書を提出するものとする。」また、「企画部長は前項の評価事業完了報告書を委員会大規模事業評価部会に提出するとともに、事業所管部長は部会において同書の内容に関する説明を行うものとする。」ということで評価事業完了報告書を規定化しております。

以上が制度改正に関する規程の変更部分になります。

次に、制度改正に関する答申をいただいた際に、御意見をいただいておりますので、その御意見並びに対応状況について説明いたします。

資料1の1ページになりますが、第1点が、「再計画評価の要件である「著しい変更が生じた場合」については、該当の可否を県側が判断するにせよ、何らかの具体的なガイドラインが必要である。」という御指導をいただいておりますので、再計画評価を要する「著しい変更」の運用ガイドラインを整理いたしました。規則第16条第1項に規定する各項目について、著しい変更該当するのかもしれないのか事例を含めて記載しております。本日の案件については、従前の教育施設に福祉施設を追加するため、施設の基本的機能の著しい変更該当するというので、再計画評価に該当するという整理でございます。

次に2点目の「評価事業完了報告書の作成と合わせて、当該事業実施や効果検証を通じて得られたノウハウ・経験を今後活かすための具体的な仕組みも重要であり、報告書には、今後の課題とその対応策等について積極的に記載することが望ましい。」という御意見をいただいておりますので、実施要領で規定する評価事業完了報告書の様式において、「5 事業実施の効果を高めるための改善措置の必要性」、「6 今後の同種事業の計画、実施及び評価方法に反映させるべき事項」の欄に、当該事業の反省点や得られた知見等を積極的に記載することや、そこに記載した内容及び部会からの意見を次回の計画策定や事業実施に活かすよう各事業課に促していくことといたします。

以上が、行政評価制度の改正についての報告になります。

林山部会長 どうもありがとうございました。ただいまの事務局の御説明について、質問等ございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、それでは次の(2)平成19年度部会の進め方についてですが、事前に私と事務局とで打合せを行い、内容を整理した資料がございますので、事務局から説明をお願いします。

行政評価室長 まず、審議資料を御覧ください。今回、委員の皆様には御審議いただくのは、教育・福祉複合施設整備事業ということで、平成19年6月4日付けで知事から行政評価委員会委員長あて諮問いたしております。

資料3になりますが、平成17年度に「総合教育センター及び通信制独立校整備事業」について御審議いただき、事業実施妥当の答申と4つの附帯意見をいただいておりますが、今回は、この事業に福祉施設を追加建設するための再計画評価となります。

次に資料2をご覧ください。

本日の第1回部会では、教育庁及び保健福祉部から、評価調書の内容について説明がありますので、県の評価内容について、委員の皆様には御審議いただくこととなります。また、現地調査の必要性についても御検討いただきたいと思います。

きょうの部会の結果を受けて、論点整理表を事務局で整理いたしまして、第2回部会の前に、各委員にお届けする予定としています。

また、6月6日から7月5日までの30日間、県民意見聴取を行っております。資料については県庁と各合同庁舎において閲覧できます。PRにつきましては、県のホームページの他、県政ラジオや新聞で周知を図ることとしております。

次に、第2回部会につきましては、7月13日に開催を予定しております。今回は再計画評価でありますので、審議の状況にもよりますが、事務局としては2回の審議にて答申をまとめていただきたいと思いますと考えております。

林山部会長 どうもありがとうございました。

資料2の部会の進め方ですが、いま事務局からも御説明がありましたが、必ずしも2回で審議をしなければならないということではなくて、一つの案として、2回くらいではどうかということでもあります。

それでは、この資料2について、御意見等賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

井上委員は今回御就任いただいたばかりではありますが、資料3の総合教育センター及び通信制独立校整備事業についてはこの部会で審議しておりまして、今回は福祉施設をプラスするという事で再計画評価となっておりますが、ある程度の部分は前回に審議しているということですので、資料2のとおり進めるということで、よろしいですか。

はい、ありがとうございました。審議の状況によっては、第3回部会ということもあり得るかもしれませんが、基本的には2回の審議で答申を取りまとめるという方向で進めさせていただきます。

それでは次第に戻っていただきまして、(3)教育・福祉複合施設整備事業の審議に入ります。いま若干触れましたが、基本となっている「総合教育センター及び通信制独立校整備事業」については、平成17年度に計画評価を行っております。今回は福祉施設が追加になりましたので、再計画評価となります。

最初に、事業概要と県が行った評価結果について県から説明をいただきますが、「総合教育センター及び通信制独立校」の部分は、かなり簡単に概要を説明していただき、今回付加される機能や変更になる部分を中心に説明をお願いします。

保健福祉部次長 本日御審議いただく教育・福祉複合施設整備事業のうち総合教育センター及び通信制独立校につきましては、平成17年度に大規模事業評価を実施していただいております。今回、新福祉センターを併せて整備するための計画変更ということで、改めて評価をお願いするものであります。

新福祉センターは、近年増加しております児童虐待、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり、ノーマライゼーション理念の実現など子どもや障害者等を巻き込む多様な行政課題に対応するため、老朽化している子ども総合センター、中央地域子どもセンター及びリハビリテーション支援センターを移転統合し整備するものであります。

新福祉センターはメンタルクリニック機能や子育て支援機能、法令設置である児童相談所機能や障害者更正相談所機能、その他リハビリテーション医療などの機能を担うこととしており、子どもや障害者など幅広い利用者を対象とした一元的な相談体制の確立を目指しております。

また、教育施設と合わせて整備することにより、教育と保健福祉の両分野の連携強化が図られ、いじめや虐待問題、特別支援教育など様々な行政課題に、これまで以上に適切な対応が可能になると考えております。

詳細については担当課から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

保健福祉総務課長 それではお手元にお配りしている大規模事業評価調書を基本に説明させていただきます。

今回の事業評価対象である教育・福祉複合施設整備事業でございますが、これは総合教育センター、通信制独立校及び新しい福祉センターを併せて整備することにより、多様化する行政ニーズに対応するとともに、教育と福祉の機能連携を図ることを目的とするものでございます。

総合教育センターにつきましては、教育研修センターと特別支援教育センターを移転統合し、教育施策推進の中核的な機関として整備するものでございます。

通信制独立校につきましては、仙台第一高等学校通信制課程を全日制から分離独立し、総合教育センターと一体的に整備するものでございます。以上の教育関連2施設につきましては、先ほど部会長からお話いただきましたように、平成17年度に大規模事業評価を実施しており、行政評価委員会から事業を実施することは妥当との答申を受けております。県として事業を実施することが決定しておりますが、今回、新たに福祉関連施設を併設することになりますので、計画の変更として、改めて評価をお願いするものでございます。

それでは、計画の変更部分である新福祉センターを中心として、評価調書に基づき御説明させていただきます。

まず、大規模事業評価調書1ページをご覧くださいと思います。事業の概要でございますが、県といたしましては、近年における児童虐待の増加や子どもを育てる環境作り、ノーマライゼーション社会の実現といった新たな行政課題に対応するため、また、老朽化が進んでいる子ども総合センター、中央地域子どもセンター、リハビリテーション支援センターの3施設を名取市下増田臨空土地地区画整理地内に移転集約いたしますとともに、事業連携及び経済効率の観点から、総合教育センター等と一体で整備を行うものでございます。

なお、お手元に附属資料として、28ページから、あるいは32ページからに、それぞれの施設の概要を添付させていただいております。また同じ附属資料の4、38ページから、あるいは47ページに各施設の位置でございますとか、施設の概況等についての写真等を添付させていただいておりますので、併せてご覧いただければと思います。

また、上位計画との関連でございますが、宮城の将来ビジョンにおきまして、子育て支援の充実やリハビリテーション提供体制の構築などが位置づけられているところでございます。

次に、調書2ページをお開きください。事業計画の背景でございますが、移転対象の3施設につきましては、いずれの施設も築後40年程度経過していることから、老朽化・狭隘化に悩まされている状況でございます。また一方で、多様化する県民の福祉ニーズにより的確に対応することも求められております。このことから、「これまでの取組状況」の欄に記載しているとおり、各施設のあり方等について検討を続けていったところであり、これらの検討結果等を踏まえまして、3施設を新しい福祉センターとして整備しようとしたところでございます。なお、検討等の詳細につきましては、これも恐縮でございますが、附属資料1に「新福祉センター（仮称）整備基本方針」が添付されてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、スケジュールでございますが、平成19年度は当行政評価委員会において、大規模事業評価の御検討をいただきますとともに、PFI事業導入の可能性調査を実施いたします。その後、平成20年度にかけて事業手法の検討・調整、平成21年度に

基本設計・実施設計を行い、平成23年度内で建設を終了するという事で計画してございます。従いまして、当該新福祉センターにつきましては、総合教育センター及び通信制独立校とともに、平成24年4月からの供用開始を予定しているものでございます。

事業の概要につきましては、以上でございます。

次に3ページをお開き願います。

事業内容について御説明いたします。まず、用地関係でございますが、移転新築計画地でございます名取市下増田臨空土地区画整理地内の公共公益用地28,000㎡につきましては、土地基金を活用いたしまして、既に平成17年度に県有地として先行取得済みとなっております。規制の状況につきましては、調書記載のとおりでございます。建設関係でございますが、全体の事業規模といたしましては、現段階の想定面積で総床面積約30,000㎡を予定しております。内訳といたしましては、教育関連施設分として約19,000㎡、新福祉センター分として約11,000㎡となっております。

次に4ページをお開き願います。

事業費でございます。これも現計画段階の事業費でございますが、県の積算単価によりまして、初期建設費を約9.4億円と見込んでおります。これの財源といたしましては、調書記載のとおり、国からの交付金、起債等を見込んでおります。また、期間30年の維持管理費についてでございますが、大規模修繕や補修関係経費として約1.9億円を見込んでおります。その他、人件費その他管理経費として約5.4億円、合計で約7.3億円を見込んでおります。従いまして、初期建設費と30年間の維持管理費を合わせた総事業費として、約16.7億円と見込んでございます。

次に5ページをお開き願います。

新福祉センター建設事業につきまして、県で実施いたしました自己評価結果の内容でございます。

まず1点目、「事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか」についてでございますが、社会情勢の変化に伴いまして、少子高齢化対策、児童虐待問題、ノーマライゼーション社会の実現といった新たな行政ニーズへの対応が必要でありますとともに、関係機関の専門職員が連携し、チームアプローチによる総合的な個別支援とライフステージに応じた継続的支援の実現が求められております。また、県有施設が有します専門的技術や情報を提供しながら、市町村や関係機関等に対する支援を強化し、全体的な県民サービスの向上を図っていくことにつきましても、県の重要な役割として強く求められているところでございます。こうした中、子ども総合センター、中央地域子どもセンター、リハビリテーション支援センターの3施設につきましては、施設の老朽化の解消及び新たな行政ニーズに対応できる施設機能の充実が喫緊の課題と認識してございまして、この事業に取り組む必要があると考えております。

次に6ページをお開き願います。

2番目の「県が事業主体であることが適切であるかどうか」、についてでございますが、新福祉センターにおけます児童相談所及び障害者更生相談所の機能につきましては、法律に基づく設置義務がありますことから、県が管理運営責任を負うものでございます。また、付随するメンタルクリニックやリハビリテーションクリニック機能、地域リハビリテーション支援機能、子育て支援機能などにつきましても、児童相談所や障害者更生相談所の機能と密接な関連がございますので、県が事業主体となることは適切なものと考えております。

3点目の「事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか」についてで

ございますが、この3施設いずれにつきましても、老朽化や土地・建物の狭隘化に起因する管理上、事業遂行上の様々な課題を抱えておりまして、新たな施設の整備は、長年の懸案となっております。また、社会環境の変化に伴いまして、県民の福祉ニーズや行政課題が多様化する中において、関係機関の連携強化を図りながら、個々人のライフステージの各段階に応じた個別・具体的な支援体制の構築が強く求められております。

このため、今回の施設整備によりまして、個々のニーズに応じた総合的かつ継続的な支援が可能になることは勿論でございますが、時代に即した福祉ニーズに的確に対応することや、教育施設と併せて整備することによる、土地の高度利用や建設費等の削減が図られるものであり、適切な時期と考えております。

次に4点目の「事業手法が適切であるかどうか」についてでございますが、県では、初期建設費用が10億円以上の事業につきましても、PFI事業の導入検討を行っているところでございます。教育関連施設のみは、従来方式での整備を行うとしておりましたが、今回、福祉関連施設の併設により施設規模が拡大することになりましたので、改めて、今回PFI事業の導入可能性の検討を行っております。

今回の内部検討では、事業規模やサービスが長期的に安定的に提供できることなどから、VFMが発生する結果となっておりますが、借入利率の設定やリスク移転の定量化などにより、更なるVFMが期待できると考えております。今後、外部専門家によるPFI導入可能性調査を実施いたしまして、その結果を受けて、PFI事業に適するかどうかの判断をすることとしております。

次に7ページをお開き願います。

5番目の「事業の実施場所が適切であるかどうか」についてですが、各施設の整備検討に当たりましては、数カ所の候補地の比較検討を行いました。交通利便性や経済効率性、所管区域や教育関連施設との連携可能性等の条件を総合的に勘案した結果、名取市下増田地区が最も優れていると判断したところでございます。

次に6の「事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか」についてでございますが、これらの3施設いずれにつきましても、今回の施設整備事業に伴う施設機能の充実によりまして、利用者の利便性の向上や相談・支援等の強化などが可能となるものでございます。さらに、総合教育センターとの併設によりまして、いじめ、虐待、特別支援教育、不登校等の相談に対し、教育と福祉の相談窓口の併設による相談者の利便性の向上、相互の職員による総合的な支援、及び就学前から学校卒業後までの個々人のライフスタイルに即した教育と福祉の一体的・継続的な支援についても可能となるものと考えております。

続いて8ページをお開き願います。

7の「事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか」についてでございますが、下増田地区の区画整理事業の実施においては、環境評価法に基づく評価がなされて事業実施に至っていること、及び今回の複合施設整備事業の内容等から環境影響評価条例に該当しないこと、また、周辺は商業、医療、福祉施設の予定地でありますことから、環境への影響はないものと考えております。

8番目の「想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策」についてでございますが、現段階で想定されるリスクとしては、金利の上昇による影響が考えられますが、このことについては、現段階では将来予測が不可能でありますので、現時点での金利により比較検討を行ってございます。

9の「事業の経費が適切であるかどうか」についてでございますが、先ほど申し上げ

ましたように、総事業費167億円を想定し、財源としては国庫補助のほか、主に起債を資金調達源として整備を行う予定としてございます。

続いて9ページをお開き願います。

施設整備に係る投入職員数につきましては、平成19年度から平成23年度までの5年間で5,040人日を見込んでおります。

最後に、関連事業費といたしまして、仙台空港アクセス鉄道、土地区画整理事業の概要を記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上のとおり、県が評価を行いました結果、実施することが適切であると判断したところでございますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

林山部会長 どうもありがとうございました。

それでは審議に入りたいと思いますが、委員の皆様は今回特に追加となる福祉部分について中心に御審議いただきたいと思います。もちろん平成17年度の部分にもかかわっていただいても構いません。特に井上委員は過去の経緯はご存じないと思いますので、その質問をいただいても構いません。それでは、この県が作成した大規模事業評価調書について、この根拠の内容などどこからでも構いませんので御質問いただければと思います。

加藤委員 9ページの維持管理費のところ、施設の利用を当初40年として説明してきたけれども、今回はPFI方式検討時のライフサイクルコストの積算をベースにして30年にしたということなのですが、これは、今までの施設の利用などを見ていますと大体36年から41年ぐらいまで使っているのですが、30年というふうに短くしてしまいますと、その後の維持管理というのはどういうふうになるのかということと、それからもしこのPFI方式を導入しないで県独自でおやりになった場合には当初の40年を基本としてお考えになるのかどうかということをお尋ねしたいのと、あともう1点なのですが、1ページの事業の概要のところ対象の現況というところがありますね。そこで対象になっている施設が書いてありますけれども、特に中央児童館、これは向山にあります中央児童館、それから南小泉のリハビリテーション支援センター。これは現在でも地域の方々にとりましては非常に重要な施設であろうと思うのですが、これが移転することに伴いまして、現在の地域の住民への影響、それからその対策はどういうふうにお考えになっていらっしゃるのかということをお尋ねします。

林山部会長 2点ございましたけれども、木下委員、これに関連する御質問でしたら今伺いますけれども。

木下委員 私の方は質問3点で、そのうち1点はちょっと関係のあることなのですが。

林山部会長 では、後でもよろしいですか。（「はい」の声あり）今の2点のPFIの30年の後のランニングコストの問題と積算の方法ですね。それと移転することのデメリットがあるのではないかと2点ございますが、これは担当課の方からお答えよろしくお願いたします。

教職員課長 1点目の維持管理費の関係についての御質問に教育庁の方からお答え申し上げます。

前回御審議いただいた際には、施設の耐用年数ということをお案いたしました。40年間で想定をしていたところでございます。一方、今回PFIの導入についても今後検討させていただくというところでございます。通例PFIということになりますと、民間の事業者との関係というものがございまして、余り長期間の契約期間というものも難しい部分もございまして。そういったことから今回30年ということで計算させていただいたところでございますけれども、仮に従来方式であっても、現在30年の検討をさせていただいている際に、施設の老朽化に伴うメンテナンスの費用などもこの中で織り込んで検討させていただいておりますので、まず方式にかかわらずこの30年ということで御審議を賜ればと考えてございます。

林山部会長 それは結構矛盾があるんじゃないかと思うんですけども。そうすると、民間の力をかりてPFIでやるからコストが安く効率的にやれるという話なんですけど、通常どおり自治体がやっても40年の積算と価格がほとんど変わらないという話だと、PFIをやる意味というのはほとんど意味ないですよ。

教職員課長 現時点におきましても、県庁内の検討におきましてPFIを導入したときのVFMの積算についても検討を行いました結果、プラスの方向でVFMが出せるのではないかと考えてございます。いろんな事業の手法でございますとか、あるいは前提条件によって、そのVFMの値がさらに大きく見込めるのではないかとこのふうにも考えてございまして、そのあたりの詳細な状況につきましては、現在、専門的立場から可能性調査の実施をさせていただこうということで手続を進めているところでございますので、そこはさらに詳細な検討を行った上で、もう一つコスト削減についても今後検討をさらに進めていけるのではないかと考えてございます。

加藤委員 結局、施設の利用する期間を30年とか40年とかと今そういうふうにおっしゃっているわけですよ。木造住宅でも大体25年というのが減価償却するんじゃないかと言われている中で、鉄筋コンクリートで30年というのはいかに短過ぎるという気がするんですけど、それで今お話のように30年の根拠を伺ったんですけども、林山先生おっしゃるように、そうすると何かPFIを導入することによるメリットということを見ると、本当にPFIを導入する意味はあるのかなということに疑問に思っています。

林山部会長 それに関連して質問なんですけど、平成17年は教育施設の統合事業でオーケーを出し、今回、福祉事業がついた。これは前の計画プラス、純粋にプラスだけなんですけど。例えば面積的にいくと、通信制独立校の移転も若干面積を狭めて新たに福祉事業を付加したのか、前の計画は基本的にそのまま、純粋にプラス、アディングしたのか、どちらなんですか。

教職員課長 教育関係の施設につきましては17年度の際に御審議をいただきまして、そのときにも計画の予定の施設規模でございますとか面積についても検討していたわけでございます。今回御審議いただいているものを検討している過程で、教育施設につきましてもコスト削減ということも重要であろうと考えまして、削減できる部分については面積の方を再度検討させていただいたところでございます。さらに今後施設の具体的なあり方を検討する過程の中で、教育関係施設、福祉関係施設、双方の機能の連携ということと

もに、施設の高度利用という観点から、いろんな施設面での共有とかそういったことも必要になってこようかと思しますので、具体の構想を詰める段階でそういった工夫も進めていきたいと考えております。

林山部会長　　そうすると、素朴な質問になってくるんですが、前はPFIは余り向かない事業だと、今回はやる方向だという話になっているとすると、福祉事業はそんなにいいということなんですか。それと、このPFIはすべての教育部門を含めてPFIをやるのか、福祉部門だけPFIをやるのか。その何ていいますか、母集団というか全体像がよく見えないんですが、そこら辺を御説明いただいた方がよろしいかと思しますので。

教職員課長　　PFI事業につきましては、今、県の方で想定しております形といたしますのは、教育関係あるいは福祉関係、別々に分けてということではなくて、全体の施設整備についてPFI方式の導入を検討するということでございます。前回と今回との条件の違いといたしますのは、福祉関係施設も加わることによって大分施設の規模も大きくなってまいります。そういったことで事業規模が大きくなることによって、スケールメリットとか、あるいは民間事業者のインセンティブというのが前回よりもかなり高まるであろうということ、そして、その中でコスト縮減もさらにより一層考えられるのではないかと検討を進めているところでございます。

保健福祉総務課長　中央児童館あるいはリハビリテーション支援センターのお話でございますが、向山の中央児童館につきましては、周辺の方々が利用する生活道路というのが一部入ってございます。場所的に余り近々の町内会等との連携が問題となる場所ではございません。ただ、南小泉にございましてリハビリテーション支援センターにつきましては、前に拓杏園という施設があった時代から、地域の方々が例えば婦人防火クラブの会合に場所を使うとか、あるいはカラオケ教室をやるときの会場に使うとかというような利用の仕方がございました。ということで、南小泉部分につきましては、町内会長にも事情を御説明しながら、そのあたりの意見もいただいているという状況になってございます。なお、現段階で、移転されては困るというようなお話は出てございません。

木下委員　　私の方はからは3点なんですけれども、この新福祉センターですね、県の方として取り組みたい大規模事業というのはいろいろ幾つかあると思うんですけれども、その中で今これが優先順位を1番にということで、今ここに話し合われる材料になっていると思うんですけれども、それだけ優先順位がほかのものよりも上というふうに位置づけられたのは、単に古くなったということ以上にほかのものがあるのだらうと思しますのでその経緯と、それと、その候補地というか場所が、今度この通信制独立校や総合教育センターの敷地にあわせるというか、その敷地がよいのだというふうな結論に至った経緯というのをもう少し知りたいというのが1点です。

あともう1点は、先ほどもお話が出ましたけれども、総合教育センターと通信制独立校だけの案件として審議をして、それによろしいのではないかと結論に到達したわけなんですけれども、その同じ敷地の中に新しいものが加わるということで、必然的に何かしら変更が加わるというふうに予想をしております。統合することによってつまり失われるものは何なのかということをお教えいただきたい。それと、第3点は先ほどの加藤委員の質問に関連しますが、維持管理費が30年ということで試算がされておしま

して、平成17年の方の評価書についても並べながら拝見して話を聞いていたんですが、こちらは40年の数字が当然出ているわけで、素人目にもちょっと40年と30年の比較というのはできないので、同じ水準で数字を出していただいた方がいいんじゃないかと思います。

林山部会長 どうもありがとうございました。3番目の、過去等の経緯がありますので、やはり40年で土俵をそろえた方が判断しやすいかと思われれます。特に県民の方に公表する場合は比較しやすい方法で、これは単に割引率を変えて年数を延ばせば済む話ですので、比較しやすいようにしていただきたいという御指摘かと思えます。あと、今回の福祉関係がプライオリティーが高い理由というのが、既存施設が古いだけなのか、それ以上に何らかの基本計画に載っているのかという、そういった細かいそのあたりの理由を明示された方がいいのではないかという御質問かと思うんですが、これは改善することは可能ですか。いかがですか。

保健福祉総務課長 基本的に私どもとしては書き込んでいるつもりではございましたが、もう少し詳しく整理させていただきます。木下委員お話しの1点目のほかの大規模施設と比べてなぜこれがということなんですが、現段階で承知しておりますのは、県として大きな箱物というかこういう建設事業で残っておりますのは、県の合同庁舎で、石巻、大河原にございますものは、かなり老朽化しております。それに匹敵するぐらいこういう施設も老朽化しておりますが、やはり一つには、行政の執務環境の改善というよりは、当然、県民の方々に利用していただける部分の整備を最優先すべきだろうという考え方がまずベースにございます。それと同時に、先ほど教育センターと福祉センターの統合のメリットという部分でお話し申し上げましたが、やはり教育センターがつくられるのであれば、まさに子供たちという視点で見たときに、そこには相互連携できる機能が相当この福祉施設にもあるだろうというようなことを複合的に判断させていただいて、今回この3施設を一緒に整備しようというふうなことでございます。ということで、統合によるソフト面で失われるものというのは、私たちはむしろ機能面としては向上するだろうという理解をしてございまして、失われるものはないだろうというふうには考えてございます。

木下委員 ソフト面というよりも、失われるものと思いましたのは、既に予定がされている、総合教育センターと通信制独立校が例えば施設の何かをやめたりとか、そういうようなことが当然あるのではないかと思ったものですから、それがあつてという前提で平成17年に私ども話をしていたと思うので、その変更が当然あるのであれば知りたいということです。

教職員課長 教育関係施設につきましては、前回の御審議をいただいた際に、こういう機能を持った施設にしたいということでございますとか、あるいはそのために必要な施設の、ハード的な条件について御審議をいただいたわけでございます。先ほど御説明にもございましたとおり、まず今回の複合的な整備によりまして、基本的にはこれまでの検討していた機能、あるいは福祉関係の施設についても、それぞれの場所で維持されていた機能を確保しながら、さらに高い機能強化を図っていきたいと考えているところでございます。そしてまた、それに伴ったハード的な施設の面でも、当然これまでの機能を行っていくに必要な施設というのは、今回の計画ということになつてもきちっと確保していかなければ

ればいけないものでございますし、現時点では、こういった複合化によって失われるというところについては、そういうデメリットというのは特に考えていないところでございますが、施設面での有効利用などについては、先ほども申し上げましたように、今後も検討を構想の具体化の段階で進めていきたいというふうには考えてございます。

林山部会長　　今の木下委員の御指摘は私もおっしゃるとおりだと思っていて、というのは何を言いたいかというと、この大規模事業評価調書、我々委員は何回も違う案件で見ているんですが、今回再計画なわけですよ。それが同じフォーマットである理由がよくわからないんです。少なくとも前をやめて、少なくとも2年前、17年のときもこの幾つかの施設が老朽化することは目に見えていたわけで、何でそのとき言わなかったのという話なわけですよ、一般県民からいくと。当然わかっているわけですね。平成17年度でこれはもうあと2年後には40年を越えてしまうのはわかっているわけで、その当時になぜこの事業ができてなくて、今、平成19年にきたかという背景とか経緯を示さないと、幾つかのそういった質問が出てくるような気がするんですね。それから、通常の評価書じゃなくて、再計画ですから、なぜ再計画をしなければいけないのかということはやはり書き加えるべきじゃないかという気が個人的にいたします。すみません、先ほど増田委員、手を挙げられていたようですが。

増田委員　　幾つか質問です。テクニカルな話のPFIについて1点ですが、先ほどの30年、40年は再計算できるようですけども、8ページの初期建設費ですが、県は起債でやるということですが、建った後すぐに所有は、建物自体は県の方に移管されるというタイプのPFIなのかですね。

林山部会長　　どういう方式かということですね。BOTなのかとか、何か原案があるんですか、この算出根拠の、PFI方式は。

教職員課長　　建設後は所有権移転というような形も有力な方式であろうと現在考えておりますけれども、御案内のとおりいろんな方式も考えられるところでございますが、具体的本事業の条件に即した形でこういったPFIの方式が一番適合しているかということにつきまして、現在、専門的な観点から導入可能性調査の実施を進めているところでございますので、PFI方式の具体の詳細につきましては、その検討結果を受けて、さらに決定していきたいと考えております。

増田委員　　そうすると、8ページはかなりラフな概算ということですね。

もう一つ、3ページのところですが、先ほどのマイナス面はないのかということですが、総合教育センターの部分がおおむね2割減という施設面積になっていて、玄関部分を福祉センターと共有するなど幾つかの可能性もあるんですが、2割減っても大丈夫なんでしょうかということと、全体としては1.5倍ぐらいの面積になるわけですけども、事業費がそれほど増えないと。この試算が、概算とはいえ正当なのかというところら辺です。

教職員課長　　まず、教育センターのトータルの面積の算定につきましては、これは前回御審議いただいた、いろんな施設のソフト面での機能をしっかりとやるという前提のもとで、施設

の有効活用でございますとか、そういったことからさらなるコスト縮減が図れないかという内部の検討をその後も行いました結果、これだけの面積の減ということで今検討の結果を提出させていただいているわけでございますが、きちんとした機能というのはしっかりと維持できると考えているところでございます。

それから、建設事業費の関係につきましては、今回新たな福祉センターの施設、そしてまた教育センターの面積の見直し等も行って総事業規模を出した後に、県の積算の単価を適用いたしまして再度計算させていただいた結果でございます。

林山部会長 20%面積が縮小になっても機能的には何も支障はないということですか。

教職員課長 そのように考えております。

林山部会長 それと、今の増田委員もおっしゃった、加藤委員の話にも関連するものですが、PFIを实际やるかどうかという、これから専門家を集めてその方式を含めて議論されるということでしたが、前の平成17年と同じように、従前の公共施行という形で、40年間で維持コスト、ランニングコストですね、すべて含めて計算する。それで、PFIをやったら多分それが効率的だからもっと安くなるということだから、最悪のケースを載せておいた方が理解しやすいし比較もしやすいんじゃないかという気がするんですが、いかがでしょうか。

教職員課長 その点につきましては、御指摘のとおり、前回審議との比較可能性なども踏まえて、次の会議の際に40年間の期間で再度試算をいたしましたデータを提出させていただきたいと思っております。

林山部会長 そうすると、先ほどの増田委員がおっしゃったこれは概算ですよという話は、少しは精度は高くというか、同じ土俵に乗りますので、そういうことを出していただいた方がよろしいかと思っております。ほかにいかがでしょうか。

井上委員 新福祉センター部分の面積についてなんですけれども、3ページに新福祉センターということで1万1,324平米試算されています。現有の4施設の面積が次の5ページにありますけれども、これを大体合計した面積になっていると思うんですね。ほぼ同じぐらいの面積になっていると思うんですが、この新福祉センター自体もいわゆる既存4施設の複合化施設ですから、その辺での機能の効率化ですとか、あるいは、新たに付加した部分、新たな機能の付加というのがあるかと思うんですけれども、その辺の御検討はどのようにやっておられるのでしょうか。

保健福祉総務課長 まず、現段階では、今、井上委員おっしゃったように3施設が移転いたしますので、基本的にはそれぞれが機能発揮できるようなという規模を想定はしてございます。当然、内部管理的部分で共有できる部分ですとか、あるいは会議室ですとかというのは教育庁との関連も含めて共有できる部分もあるとは思いますが、基本的にはこれらの機能を維持するという前提での規模として一応算定をさせていただいております。ただ、まだまだ細部を詰めていく必要があるというふうには認識しております。

井上委員 プラス側というのはいないんですか。

保健福祉総務課長 プラスも含めて、例えば研修に使うような施設でございますとか、あるいは相談の部分ですとか、それぞれ単体で持っていた、あるいは現有で持っていたものよりも、できるだけより大きく、利用しやすくしようとかというようなことは構想としては持っています。

山本委員 先ほどの教育部分の面積を減らしているということが、単なる効率的に、ちょっと縮めて2割減でいってもいけるという省力の話なのか、それとも複合部分というのを福祉センターの方の面積の中に入れてしまって、福祉センターの機能プラス全体の複合機能の面積の合算としてここに出てきているのか。その辺、算定の考え方がいいですか、その辺がどういうふうに整理をされていたのか教えていただきたいんですが。

教職員課長 教育センターの施設の構想面積の減につきまして、具体的に申し上げますと、例えば大規模な研修事業、数百人規模の研修事業も行っておりますので、そういった研修生が一度に入れる講堂の場所なども必要であろうということも考えていたわけですが、その講堂については、通信制独立校の方で生徒が入られる際の体育館の整備が必要でございますので、その中で多目的ホールという形で、両機能を発揮できるようなことで一元化できないかとかということを検討した結果でございます。そういったことで施設の機能はきちんと確保しながらできるだけ複合したという結果でございます。

山本委員 複合部分というんですかね、共用部分というのをどこに含めて考えているのか。福祉センター部分の中で各種の複合した成果として、共用できる面積をどこに含めて計算しているのか。共用部分はどのように考えているのでしょうか。

教職員課長 今後、福祉関係と教育関係の機能上の連携とともに、施設上のそういった有効活用というものも具体的施設の構想を詰めていく段階であわせて検討をしていく必要もあるかと考えてございまして、そういった工夫は今後さらに進めていきたいということでございまして、現段階でのそれぞれの施設の機能面の発揮にとって必要な面積を今計上させていただいているわけでございますけれども、またそこは検討の必要もあるかと考えてございます。

山本委員 そうすると、例えば民間に貸し出すというような部分、PFIをやるときっとそういうことが出てくると思うんですが、そういう相互の計算の関係では床面積が今後変わってくる可能性も含めてということですか。

教職員課長 これにつきましては、行政目的のために使用しなければいけない施設の規模ということとを現在調書の中に記載させていただいております。今後のPFIの検討の結果、民間関係の施設が入ってくるとすることも可能性としてはあるわけですが、それについては外枠でこれとは別のところで整備をするということの基本として考えておりますので、そういったPFI方式の導入によって民間関係の施設が入ることによって、直接的にこの整備規模に影響するものではないと考えてございます。

山本委員　そうすると、起債部分が増えるということもないんですね。借金が増えるみたいなことがあると困るんですが、その辺は別口で資金計画を立てるとのことですね。

教職員課長　そのように基本的には考えてございます。

小山委員　8ページの想定される事業リスク及び当リスクへの対応策ということだったんですけども、金利が今後上昇するということがリスクということで意識はされているようなんですけども、「将来予測が不可能であるため、現時点の金利で比較検討を行うことにした」というふうにコメントが書いてあるんですけども、やはり金利が上昇したとき幾ら事業費が増えるとか、そういった検討はした方がよろしいかと思います。

林山部会長　少なくとも金利の予想は、もうこれが予想できれば多分我々みんな金持ちになっていると思うので、難しいかもしれませんが、ランニングコスト等が5%増えた場合みたいな簡単な試算でも結構ですから、どれくらいのリスクがあるかということは、「予測不可能」という表現は変えられて、簡単な試算でいいので対応していただければと思います。ほかいかがでしょうか。

加藤委員　4ページの財源の内訳というところで、国庫交付金を見込んでいらっしゃるわけですよね。ところが、国の中でもかなり財政が厳しくて、この希望どおりいただけるものかどうかというのは私はちょっと不安に思っておりますけれども、もしこれが当てにできなかった場合はどのように考えていらっしゃいますか。

保健福祉総務課長　ご覧いただきましたとおり国庫自体も非常に少ない額でございます。

加藤委員　前よりも随分減りましたね。

保健福祉総務課長　国の制度の流れの中でこういうふうになっているんですが、基本的には国庫が見込めなければ起債で充てるというのが原則になるかと思えます。

小山委員　福祉施設も同じく増田の方に移転するということがあったんですけども、素人的な発想ではあるんですけども、騒音問題とかは大丈夫なんでしょうか。つまり、障害者の方とか体の不自由な方、あとお子さんでもいろいろ問題のあるお子さんが、飛行機の音で何か精神的なストレスにならないかというのが心配なんですけれども、そういったご対応は何か考えていらっしゃるんですか。

保健福祉総務課長　それはこれからの具体的な設備の構造ですとか位置の関係含めての検討になるかと思えますが、当然、委員お話しのとおり、そのあたりは十分配慮した施設にしなければいけないというふうには考えています。

小山委員　当該場所なんですけれども、商業施設ということでいろいろデパートとかたくさん商業施設ができてきているんですけども、今まで中央児童館なんかは、私はまだ行ったことないんですけども、かなり大きな公園で、子供たちがよく遊びに行けるような公園という話は聞いていたんですけども、そうすると移転することによって公園部分と

というのはなくなってしまうわけですね。

子ども家庭課長 現在の計画で考えているのは、児童館には大きく二つの機能がありまして、まず一つは児童の健全育成ということで、例えば各市町村に置かれている児童館とか、あと放課後児童クラブとか、そういう健全育成の部門を新福祉センターの方で機能を考えております。

もう一つは、委員おっしゃったように、例えば野外施設とかあとは遊具とかがあります。それにつきましては、新センターの方には整備するというのは現在考えておりません。ただ、その現在ある野外施設につきましては、冒頭ありましたけれども、やはり周辺の方、あるいはその土地自体が生活道路ということもありますので、今後活用について検討するというところで考えております。

保健福祉総務課長 補足させていただきますと、現在の子ども総合センター、それから中央地域子どもセンターというのは、実は仙台駅のすぐそば、ちょうど現在の新しい電力ビルの東側にございます。それからリハビリテーション支援センターは、先ほどもお話ししましたが、南小泉のある意味市街地の中にございまして、比較論で申し上げますと、非常に今は立地条件としては悪い中で子供たちあるいは障害の方々等の処遇については対応させていただいている状況でございまして、新しい名取に移りまして、むしろそこは環境が改善されるという方向で施設整備は進めさせていただきたいと思っております。

浅野副部長 従来の前の事業に福祉センターを併設するということについてですけれども、総合教育センター、通信制独立校、新福祉センター、この三つの事業を一緒にするというようなのですが、総合教育センターと通信制独立校、この関係というのは相当密接な関係があるというふうに見られると思うんですね。それから総合教育センターと新福祉センター、これも相当関連ある事業だというふうに見られると思うんですが、新福祉センターと通信制独立校との関係については、一面というか、必ずしも密接に関連する事業なのかなというふうにちょっと思えるので、そこのところを三つ一緒に併存して設立するということについてですが、前の評価書の中で、現在の通信校、仙台第一高等学校通信制課程に学ぶ生徒は、不登校、障害、病気、さらには経済的な問題や生徒指導上の問題など、さまざまな困難を抱えながら学ぶ生徒なんだというふうに言っているわけなんですけど、ただ、一般的でないかもしれませんが、生徒の意識の問題としては、一方では、こういう障害とか困難な問題を抱えてはいるけれども自分たちは普通の高校生と同じに扱ってほしい、本来ならば通信校じゃなくて多分普通高校に入りたいというような意識を持っているんじゃないかと思うんですね。やむなくこういう通信高校に行かざるを得なくなった。そういう意味では、むしろ通信高校が現在のように仙台一高とか、福祉センターとは独立したというか離れた位置にある形の方がいいのかなと思えるわけですけども、もし一緒にというか併存するということになると、通信校に学ぶ生徒は、場合によっては自分らは特別な扱いをされているのかなという意識を持つ、そういう好ましくない意識を持つおそれもある。そういうところではマイナス面もあるのかなということが懸念されるわけですけども、他方では、自分らは障害とかいろいろな困難を持っていても、通信校であればきちんとやれるんだという意識の人もいると思うんです。そういう生徒は、むしろ福祉センターで、君らもそういういろんな問題を抱えているけれども、我々のように頑張れば学校にもちゃんと行けるんだよと、そういう励ましを与えられるという面があると思う

んですが、そういう面であればむしろ通信高校と福祉センターが近いところにあった方がいいというふうに思えるわけです。

そういうことを考えた場合に、今回併存するということを構想した際にそういう生徒の意識の問題ということを検討したのかどうか。さらには、新しい構想の中で現実にそういう意識の問題というのは配慮されているのかどうか。場合によってはそういう意識というのは検討する必要はないというふうに考えているのか。その辺のところを聞かせていただければと思います。

高校教育課長 委員から今ございましたように、通信制で学ぶ生徒につきましてはいろいろな学習歴、生活歴を持った生徒が在籍をしております。そういった中で近年特に高校において課題となっているところが、いろいろな障害を、知的障害だけではなくて、発達障害と言われるような障害を持つ生徒が高等学校にも在学しているという状況がございます。一方で不登校になってなかなか学校に来られない生徒がおり、そういった生徒が通信制で学ぶ、学び直しをするという状況もございます。そういったところで、さまざまな学習歴を持っている生徒を受け入れて、さらに社会に出していく、それぞれの学習を積むという意味でこの通信制の持つ意味は大変大きいと考えているところでございます。

その中で、実際高校に学んでいる生徒で不登校になった生徒の中には、相談窓口がいろいろなところに分散している、学校でまず相談をして、その後どこに行ったらいいかわからない、現在ある福祉関係の相談窓口はなかなか行きにくいというような声も保護者からは聞いているところでございます。そういった生徒がいる現状でございますので、少しでもこういう形で一体化することによって、相談窓口が一つになっていく、その中で学ぶチャンスを広げることが大変大きな意味があると思っております。御指摘のようにデメリットとなる部分も確かにあるかと思いますが、そこについては、メリットを最大限に広報していくことによりましていろんな学び方がある、その中で通信制において、最大限学びやすい環境をそろえるということで周知を図っていきたいと考えているところでございます。

林山部会長 これは多分いろんな意見があつてと思いますが、とりあえず検討は十分されて今回のこういったアイデアが出てきたということによろしいでしょうか。

浅野委員 ただ、今の発言ですと、むしろ機能というか相談窓口とかそういう面の利便を中心に考えておられるというふうに思えるので、もう少し違う角度でもう少し検討してもらえたらなという感じがします。

加藤委員 5ページの一時保護について教えていただきたいんですが、年間の延べ利用人数が5,000人ということですね。定員が、何かこちらの方を見ましたら20人だということになりますと、1人が大体平均何日ぐらい利用しているということになるんでしょうか。

子ども家庭課長 定員が20名ということで、1日平均が、17年度でございますけれども15人ということで、基本的にはかなり満杯に近い状態にはなっております。

加藤委員 そうすると、将来的には、やはりこれは現在の状況から見ると少し増やした方がいいというふうにお考えですか。

子ども家庭課長 それも検討の課題にしております。

加藤委員 定員を増やすということになると、やはり面積も増えてくるということになりますね。それは今後の検討となるのでしょうか。

子ども家庭課長 はい。

加藤委員 わかりました。

林山部会長 ほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、1回ここでまとめさせていただきますので、私のまとめの過不足がありましたらまた委員の皆さんから御指摘いただきたいと思えます。

順番前後して恐縮なんですけど、まず今回の大規模事業評価調書というのが、平成17年でやったものに付加したものだということなので、再計画ということですので、再計画なりの書き方というものを検討していただきたいということが1点挙げられたと思えます。

PFIを今後詳細に方式等を御検討なさるということで、かなり不確実性が高い部分がありますので、維持管理費等、PFI方式を30年間で計算するというのは前の評価書と比較するのも非常にわかりづらいということで、従前方式で結構ですので、同じ40年というタイムスパンでやったら比較しやすくして県民の皆さんも理解しやすいのではないかとということで、そういった試算をお願いしたいという御指摘があったかと思えます。

それと、小山委員から、リスク対応につきましては、簡単なシミュレーションで結構ですので、維持管理費、建設費が数%、5%がいいのか10%がいいのかよくわかりませんが、そういったときにどれくらい変わるのかというようなこと。できれば最近の経済動向を見た金利上昇率で計算されるのもいいかと思えますが、これは簡単で結構だと思えますので、そういった対応をしていただきたいと。

それで、浅野委員から出ました、一緒に複合施設をつくる時に機能的な意味だけのメリット以外の部分ですね、教育的配慮とかそういった部分も丁寧に表記してはいかがかという御指摘だったと思うので、そこら辺につきましては御検討いただきたいと思えます。

それと、これは皆さん全員にお諮りしなければいけないんですが、加藤委員や小山委員からも御指摘あった移転のデメリット、これは余りないという御発言と、あと、跡地がどうなるのかという話がございまして、これを含めまして現地調査をするかどうかということを検討しなければならないんですが、冒頭、資料2で、第2回部会、7月13日予定ということで取りまとめております。すべての施設、複合施設ですので五、六カ所以上ありまして、すべて回るというのはタイムスケジュール的に無理なんですけど、その必要性があるのか。あるいは、今回建設予定地である土地区画整理事業地域を見に行くのか等、御意見があればここで伺いたいと思えます。それで、事務局の方には附属資料としてかなり詳細な地図とかパンフレットを御用意していただいておりますので、現況の老朽化した施設はもうかなり緊急性を要するという事は御理解いただけると思うんですが、いかがでしょうか。どうしてもここは見ておくべきだという御意見がありま

したら。臨空地域も今脚光を浴びているので、皆さんプライベートでご存じかもしれませんが、御意見がありましたらお願いします。

加藤委員 この評価調書の中にも鉄道を使って行くことが望ましいとありましたので、もし私どもが行くのであればやはり鉄道を使って（「バスじゃなくて」の声あり）一般の方たちがどういうふうな利用をされるのかということをややはり私たちも知っておく必要があるかなと思うんですね。そういう意味で、もし現地調査をするとすると大変なことになりますけれども、私の希望としてはやはりちょっと見ておいた方がいいかなと思います。

林山部会長 こういう意見もございますが、いかがでしょうか。全員まとまって行くというアイデアもありますし、7月13日までの宿題で、委員は必ず1回どこかに行ってこいというのもあっていいかなと思いますけれども、いかがですか。

井上委員 私もやはり建築設計の立場からすると、やはり現地、それから既存施設というのは一度見ておいた方がいいんじゃないかという気がします。

林山部会長 既存も行く必要ありますか。

井上委員 こうやって見ますと、やはり施設の内容をですね。関心があるものだけにしても構わないと思います。

林山部会長 今の予定ですと、半日ぐらい現地視察して、その後、県庁に戻ってきて会議ということになっていますので、すべて回るのはちょっと厳しいかなと思われま。ましてや鉄道で行くとなるとかなり大変になると思いますので、ある程度限定しなければいけないんですが。それでは、基本的に私と事務局と相談させていただいて、地域は限定させていただくようになるかもしれませんが、できる限り現地を1回見るという方向で取りまとめさせていただきたいと思います。事務局の方もそれでよろしいですか。ありがとうございました。

ほかに、私が今簡単に取りまとめた部分で過不足がありましたら御指摘いただきたいんですが。追加でも結構です。

山本委員 鉄道の近くなので交通アクセスについて失念していたんですが、福祉施設の場合には、場合によるとやはりバスの送迎とかが多くなるのかなと思います。今まではほとんど鉄道で来ていただくということを前提にしていたような気もするので、交通アクセスをどのように考えているのかということをお話しいただきたいんですが。

保健福祉総務課長 現在の利用の実態で申し上げますと、先ほど申し上げた、現在の福祉センターは仙台駅の近隣にございます。それから、リハビリテーション支援センターは南小泉にあります。ほとんどの方々はマイカーでおいでになるケースが大半です。ですから、こちらから例えば中型なり小型のバスを使ってお迎えに行き来ていただくというケースは余りございません。

山本委員 送迎になる場合はどうなるのでしょうか。

保健福祉総務課長 送迎というよりは、むしろ来所していただくというイメージが現在ほとんどでございます。

山本委員 駐車をしておくというよりは、車寄せをつくって、そこでさばくようなイメージですか。

保健福祉総務課長 マイカーでおいでいただいたときに、新しい部分については駐車スペース、駐車場スペースをとっておくというのが基本になりますが、もちろん新しい空港鉄道を使って来られる方というのもあると思います。

小山委員 圏域はどれぐらいに考えているんですか。多分小さな施設が地方にある場合には、その周辺のみの方がマイカーで来ると思うんですが、どうでしょうか。

保健福祉総務課長 この施設、実は3施設ございまして、子ども総合センターとリハビリテーション支援センターは管轄は全県になります。それから、中央地域子どもセンターは仙台市を除く仙台圏。ですから、黒川郡ですとか、仙南地区が管轄エリアになりますので、その方々が来られるという想定をしております。

山本委員 比較的困難をたくさん持っている方が特別なケアを受けるという想定で、各自がアクセスするというイメージなんですよ。

保健福祉総務課長 実態はそういうふうになっています。

林山部会長 今伺って初めてわかったんですけども、せっかく複合施設をつくるときに、施設ごとに担当エリアが違うというのもユーザーにとっては不便で、画一化というか、広く利用できる方がこの複合施設の機能を発揮できるような気もするんですけども、そういうふうに簡単にはいかないものなんですか。

保健福祉総務課長 基本的には、子ども総合センター、リハビリテーション支援センターは全県を対象にするということで、中央地域子どもセンターという名称を使っていますが、いわゆる児童相談所でございます。最近の児童虐待等への対応をする機関ということで、これはむしろ、このほかに大崎地域と石巻地域、それから支所で気仙沼に設けてありますが、まさに地域の方々とより密接した場所にあるというのが前提で組ませていただいています。たまたま中央地域子どもセンターが新しい場所に移るということを想定しています。

林山部会長 対象エリア外でも相談しに行ったら聞いてくれるんですか。

保健福祉総務課長 もちろんそれは「管轄外ですから」というたらい回しはできないと考えております。

林山部会長 一応聞いてくれるわけですか。わかりました。ほかよろしいでしょうか。

増田委員 先ほどもありましたが、今回、新福祉センターが追加ということで、これの基本整備方針というのが後ろの方に付いてあり、先ほど簡単にはお話あったんですけども、県有施設でこのレベルの検討段階にあるものはほかにはもうないというふうに考えてよろしいのでしょうか。あったとしても複合にはなじまないということになっているのか。若干容積率は余ったりしているようにも見えますが、今回これで再評価をやってここで確定ということでいいのでしょうか。

保健福祉総務課長 保健福祉部で持っている施設で同じように老朽化しているといえば、太白区の秋保にあります拓桃医療療育センターという、いわゆる病院、肢体不自由児の施設がございしますが、ここは、現在こども病院の後方支援病院的な機能も含めて、今、一体的に連携をとっている場所ですので、そこをここに移すというのは効果としてはどうかという判断はしてございます。保健福祉部で申し上げますと想定される大規模施設でもそのぐらいになるんですが、多分全庁的に見ても、先ほど申し上げた合同庁舎以外は余り多分ないと思われま。

林山部会長 恐らく増田委員がおっしゃったのは、先ほど私から申し上げたなぜ平成17年に出てきてないのという話と同じで、また出てきたらまたこういう会議を開くんですかという意味だと思っんですがどうでしょうか。

教職員課長 いろいろと県有施設も多々ございますので、それぞれにいろんなハード面での課題を抱えている施設もあるのかもしれないとは思いますが、今回改めて福祉関係施設もということで検討させていただいた過程で、教育庁と保健福祉部、それからまた総務部の方にも相談申し上げて検討を進めておりますのと、それから、やはり機能面での連携というようなことも考えた上で施設を計画しないといけないと思っておりますので、どのような施設でも施設の空きがあれば可能ということではないとも考えてございまして、そういった面で、やはり今回の下増田地域におけます施設整備については、現在お諮りさせていただいているもので最終的に進めていきたいと考えてございます。

小山委員 先ほどに関連して、リハビリテーション支援センターにつきましてはおそらくマイカーでいらっしゃる方が多いということだったんですけども、移転することによって必要な駐車場が確保できるかどうか。必要な駐車台数を確保できるような施設にする必要があると思っております。そういった手当てはお考えなんでしょうか。

保健福祉総務課長 基本的には現在の利用の実態を前提にいたしまして、当然新しいところに移って機能充実もさせていただきますので、それに見合う必要な駐車スペースを確保するというを基本に考えさせていただきたいと思っています。

林山部会長 ほかよろしいですか。

(「はい」の声あり)

林山部会長　それでは、以上、今私が取りまとめた点、あと追加で幾つか論点があったかと思いませんけれども、これを事務局の方で論点整理表に取りまとめていただきまして、次回それを軸に議論をさせていただきたいと思います。論点整理表は次回の部会の前に各委員に送らせていただく手はずになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、次回、現地調査という意見も出ておりますので、詳細は今ここで明らかにすることはできませんが、事務局と日程とかどの箇所に行くかということも相談させていただいて、また皆さんに御報告させていただきたいと思います。

司　　会　熱心な御審議ありがとうございました。

なお、第2回部会は7月13日開催しますが、開催日程につきましては、後日事務局の方から相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、宮城県行政評価委員会第1回大規模事業評価部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(終　了)

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

議事録署名人　　井　上　　誠

議事録署名人　　小　山　かほる